

うらそえ物価高対策支援金交付規程

改正 令和5年 1月27日決裁
令和4年12月28日決裁
令和4年12月14日決裁

(通則)

第1条 うらそえ物価高対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(支援金の目的)

第2条 この支援金は、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため支給することを目的とする。

2 支援金は、幅広い業種を対象に一律に支援する「一律支援型」、及び貨物自動車運送業を対象として営業車両の保有台数に応じて支援する「運送業支援型」の2種類とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる事業者（以下「支給対象者」という。）は、浦添市内に事業所を有する法人、及び浦添市内に住所（又は事業所）を有する個人事業者であって、別表のとおりとする。その他の要件等は別に定める申請受付要領等に基づくものとする。

(支給要件)

第4条 支援金の支給要件及び金額は、別表のとおりとする。

2 市長は、予算の範囲内において支援金を支給することができる。

(一律支援型支援金の支給申請)

第5条 一律支援型の支援金の支給を受けようとする支給対象者は、うらそえ物価高対策支援金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の支援金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) うらそえ物価高対策支援金支給要件確認書（様式第2号）
- (2) うらそえ物価高対策支援金誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、相当な期間を定めて補正を求めることができる。

(運送業支援型支援金の支給申請)

第5条の2 運送業支援型の支援金の支給を受けようとする支給対象者は、うらそえ物価高対策支援金（運送業支援型）交付申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 前項の支援金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業車両一覧表（様式第8号）
- (3) うらそえ物価高対策支援金（運送業支援型）誓約書兼同意書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、相当な期間を定めて補正を求めることができる。

(実績報告)

第6条 本支援金における実績報告は、前条に定めるうらそえ物価高対策支援金交付申請書(様式第1号)又はうらそえ物価高対策支援金(運送業支援金)交付申請書(様式第7号)をもって代えるものとする。

(支給決定)

第7条 市長は、第5条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、うらそえ物価高対策支援金支給決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に支援金の額を通知するとともに、支援金を支給する。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(支援金の額の確定等)

第8条 支援金の確定は前条をもって代えるものとし、確定通知は前条に定めるうらそえ物価高対策支援金支給決定通知書(様式第4号)をもって代えるものとする。

(支給申請の取り下げ)

第9条 支援金の支給決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、第7条の規定による支給決定通知を受けた後、この支援金の申請を取り下げようとするときには、うらそえ物価高対策支援金支給申請取下書(様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(不支給決定)

第10条 申請書及び添付資料の内容が、第3条に規定する要件に合致しないと認めるときは、不支給決定通知書(様式第6号)により申請者あて通知する。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 不正の手段により支援金の支給決定を受けた場合

(3) この要綱に規定する支援金の支給要件を欠くこととなった場合(支援事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く。)

(4) その他本規程に反する場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、法例に基づいて計算した加算金の納付を併せて請求することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一律支援型		
支給要件	支援対象経費	支給金額
<p>次の要件を全て満たすこと</p> <p>1 「事業復活支援金」を受給していない者</p> <p>2 令和4年4月から6月のいずれかの月の営業利益が前年度の同月と比較し、法人にあっては4%以上、個人事業者にあっては2%以上減少している者</p> <p>3 令和4年4月から6月の燃料費、ガス・電気料金、原材料費の合計額が前年同期比法人で10万円以上、個人で5万円以上増加している者</p> <p>4 令和3年分（又は直近期）の確定申告を行っていること。</p> <p>5 沖縄県の「おきなわ物価高対策支援金」の申請を行っていないこと（申請取下げ又は不支給決定の場合を除く）。及び、地方公共団体が支給する類似の支援金を受給していないこと。</p>	<p>1 燃料費</p> <p>2 電気・ガス料金</p> <p>3 原材料</p>	<p>法人 10万円（定額）</p> <p>個人事業者 5万円（定額）</p>
運送業支援型		
支給要件	車両要件	支給金額
<p>次の要件を全て満たすこと</p> <p>1 令和4年12月31日までに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第30条の「一般貨物自動車運送事業」、第35条「特定貨物自動車運送事業」のいずれかの許可を受けている、又は第36条「貨物軽自動車運送事業」の届出をしていること。</p> <p>2 運送に用いる営業車両を保有していること</p> <p>3 市税の滞納がないこと</p>	<p>令和4年12月31日時点で沖縄総合事務局陸運事務所又は、沖縄県軽自動車検査協会において浦添市内に配置登録のある営業車両（ただし被牽引車両を除く）</p>	<p>車両1台につき 5万円以内（予算の範囲内）</p> <p>（ただし、一律支援型の受給者にあっては受給金額を差し引く）</p>